

保護者 様

学校感染症と医師により診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により、学校長が出席停止の措置をとることができます。その場合は、医療機関での診断時に医師の指示を確認し、学校に連絡をしてください。

なお、登校許可が出るまでの間は、医療機関または自宅にて療養してください。

＊出席停止の判断をするための資料として、下記の「学校感染症罹患状況連絡票」を保護者の方が記入し、治癒後、学校（担任）に提出してください。

三重県立松阪工業高等学校

.....

学校感染症罹患状況連絡票

年 R 席 生徒名

1 診断名

2 診断された医療機関名

3 受診日 年 月 日 ( )

複数回受診された場合はその旨ご記入ください

4 医師からの指導内容

療養期間 年 月 日 ～ 年 月 日

医師からの指導は以上のとおりでしたので、 月 日から登校します。

年 月 日

保護者名 (自筆)